No.1

令和６年６月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目　　次

報告第　３号　専決処分の報告について……１頁

報告第　４号　専決処分の承認を求めることについて……３頁

報告第　５号　専決処分の承認を求めることについて……２０頁

報告第　６号　専決処分の承認を求めることについて……２３頁

報告第　７号　令和５年度戸田市一般会計継続費繰越計算書の報告
について……３２頁

報告第　８号　令和５年度戸田市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告
について……３３頁

報告第　９号　令和５年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
について……３４頁

報告第１０号　令和５年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計
繰越明許費繰越計算書の報告について……３５頁

報告第１１号　令和５年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計
繰越明許費繰越計算書の報告について……３６頁

報告第１２号　令和５年度戸田市水道事業会計予算繰越計算書の報告
について……３７頁

報告第１３号　令和５年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告
について……３８頁

報告第１４号　令和５年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計
事故繰越し繰越計算書の報告について……３９頁

議案第６１号　令和６年度戸田市一般会計補正予算（第２号）…… 別冊 No. ２

議案第６２号　戸田市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特
定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例……４０頁

議案第６３号　戸田市税条例の一部を改正する条例……４４頁

議案第６４号　戸田市職員定数条例の一部を改正する条例……４５頁

議案第６５号　戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例……４６頁

議案第６６号　戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正
する条例……４７頁

議案第６７号　未来へはばたく人財育成資金条例の一部を改正する条例……４９頁

議案第６８号　令和６年度さくら川護岸整備工事請負契約について……５０頁

議案第６９号　芦原小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負変更
契約について……５３頁

議案第７０号　財産の取得について……５４頁

議案第７１号　財産の取得について……５７頁

議案第７２号　財産の取得について……６１頁

議案第７３号　負担付きの寄附を受けることについて……６４頁

議案第７４号　令和６年度戸田市一般会計補正予算（第３号）…… 別冊 No. 3

議案第７５号　令和６年度戸田市在宅介護支援事業特別会計補正予算
（第１号）…… 別冊 No. 3

報告第３号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

専決第５号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された損害賠償について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

道路位置指定の取消しの申請書類作成費用に係る損害賠償の額を次のとおり定めるものとする

１　損害賠償の額　　８２，７００円

２　損害賠償の相手方

住　所　　（略）

氏　名　　（略）

３　概要

戸田市建築基準法施行細則（昭和５５年規則第６号）第８条に規定する道路位置指定の取消しの申請に係る書類について、市の誤った情報提供により、不要な書類を作成し、その作成費用が発生したものである。

令和６年４月２３日

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第４号

専決処分の承認を求めることについて

戸田市税条例の一部を改正する条例（令和６年条例第３０号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

専決第３号

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

戸田市税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和６年３月３０日

戸田市長　菅　原　文　仁

戸田市税条例の一部を改正する条例

戸田市税条例（昭和３５年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２０条の６第１項中「第４１条の１８の３」を「第４１条の１８の２」に改める。

第３６条第２項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第３６条第３項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第５５条第２項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第５５条第３項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第９９条の３第２項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第９９条の３第３項中「によって」を「により」に改める。

附則第３条の３の次に次の１条を加える。

（令和６年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第３条の４　所得割の納税義務者の選択により、法附則第４条の４第４項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第４項に規定する災害関連支出がある場合には、第３項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和５年において生じた法第３１４条の２第１項第１号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第２０条

の２の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和７年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

２　前項前段の場合において、第２０条の２の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第４８条の６第１項に規定する親族の有する法附則第４条の４第４項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和７年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

３　第１項の規定は、令和６年度分の第２２条の２第１項又は第４項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第２２条の３第１項の確定申告書を含む。）に第１項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第４条中「附則第４条の４第３項」を「附則第４条の５第３項」に改める。

附則第５条の４の次に次の４条を加える。

（令和６年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第５条の５　令和６年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の８第４項及び第５項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和６年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が１，８０５万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第５条の７において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第２０条の３、第２０条の５、第２０条の６から第２０条の８まで、附則第３条の３第２項、附則第５条第１項、附則第５条の３の２第１項、前条及び附則第７条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

２　前項の規定の適用がある場合における第２０条の６第２項、第３３条の５第１項及び前条の規定の適用については、第２０条の６第２項及び前条中「附

則第５条の６第２項」とあるのは「附則第５条の６第２項及び第５条の８第６項」と、第３３条の５第１項中「課した」とあるのは「附則第５条の５第１項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第５条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和６年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第５条の６　令和６年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第２７条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1)　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第１項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第５条の８第１項及び第２項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を４で除して得た金額（当該金額に１，０００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に３を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第１期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第２６条第１項に規定する第１期の納期（以下この項、次項及び次条第１項において「第１期納期」という。）においてはその者の第１期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2)　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税

額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期においてはないものとし、第２６条第１項に規定する第２期の納期(以下この項及び次条第１項において「第２期納期」という。）においてはその者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第２６条第１項に規定する第３期の納期（以下この項において「第３期納期」という。）及び同条第１項に規定する第４期の納期（以下この項において「第４期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3)　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期及び第２期納期においてはないものとし、第３期納期においてはその者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第４期納期においてはその者の分割金額とする。

(4)　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期、第２期納期及び第３期納期においてはないものとし、第４期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

２　令和６年度分の個人の市民税（第１期納期から第３３条第１項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和６年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第５条の７　令和６年度分の個人の市民税に限り、第３３条の２第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人

の市民税（第３項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第２項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1)　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第５条の５第１項の規定の適用がないものとした場合に算出される第３３条の２第１項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第５号において同じ。）の合算額（以下この号及び第５号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第３項第１号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第３項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の２分の１に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を２で除して得た金額（当該金額に１，０００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第２期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第１期分金額」という。）に満たない場合には、第１期納期及び第２期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第３３条の３に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第３項において「特別徴収対象税額」という。）は、第１期納期においてはその者の第１期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第２期納期においてはその者の第２期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０

日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を３で除して得た金額（当該金額に１００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期における税額はないものとし、第２期納期においてはその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額

に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

２　前項の規定の適用がある場合における第３３条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第５条の７第１項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

３　令和６年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第１項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第３３条の５第１項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を３で除して得た金額（当該金額に１００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割

金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額以上であり、かつ、その者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第３３条の５第２項の規定により読み替えられた第３３条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

４　前項の規定の適用がある場合における第３３条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第５条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

５　令和６年度分の個人の市民税につき第３３条の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第５条の８　令和７年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の１２第３項及び第４項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第２０条の３、第２０条の５、第２０条の６から第２０条の８まで、附則第３条の３第２項、附則第５条第１項、附則第５条の３の２第１項、附則第５条の４及び附則第７条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第６条第２項中「前条」を「附則第５条の４」に改め、同条第３項中「第２０条の８第１項」の次に「、附則第５条の５第１項及び前条」を加え、「同項中」を「第２０条の８第１項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第５条の５第１項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第６条第２項及び」と、前条中「附則第５条の４及び」とあるのは「附則第５条の４、次条第２項及び」とする」に改める。

附則第８条の２中第２１項を削り、第２０項を第２１項とし、同条第１９項中「附則第１５条第２５項第３号ハ」を「附則第１５条第２５項第４号ハ」に改め、同項を同条第２０項とし、同条第１８項中「附則第１５条第２５項第３号ロ」を「附則第１５条第２５項第４号ロ」に改め、同項を同条第１９項とし、同条第１７項中「附則第１５条第２５項第３号イ」を「附則第１５条第２５項第４号イ」に改め、同項を同条第１８項とし、同条第１６項中「附則第１５条第２５項第２号ハ」を「附則第１５条第２５項第３号ハ」に改め、同項を同条第１７項とし、同条第１５項中「附則第１５条第２５項第２号ロ」を「附則第１５条第２５項第３号ロ」に改め、同項を同条第１６項とし、同条第１４項中「附則第１５条第２５項第２号イ」を「附則第１５条第２５項第３号イ」に改め、同項を同条第１５項とし、同条第１３項の次に次の１項を加える。

１４　法附則第１５条第２５項第２号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、７分の６とする。

附則第８条の２第２２項中「附則第１５条第３３項」を「附則第１５条第３２項」に改め、同条中第２６項を第２７項とし、第２５項を第２６項とし、同条第２４項中「附則第１５条第４３項」を「附則第１５条第４２項」に改め、同項を同条第２５項とし、同条第２３項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に、「３分の１」を「、３分の１」に改め、同項を同条第２４項とし、同条第２２項の次に次の１項を加える。

２３　法附則第１５条第３８項に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。

附則第８条の３第１４項を同条第１５項とし、同条第１３項中「附則第７条第１７項」を「附則第７条第１８項」に改め、同項を同条第１４項とし、同条第１２項中「附則第７条第１５項各号」を「附則第７条第１７項各号」に改め、同項を同条第１３項とし、同条第１１項中「附則第７条第１１項各号」を「附則第７条第１２項各号」に改め、同項を同条第１２項とし、同条第１０項中「附則第７条第１０項各号に規定する」を「附則第７条第１１項各号に掲げる」に改め、同項を同条第１１項とし、同条第９項中「附則第７条第９項各号」を「附則第７条第１０項各号」に改め、同項を同条第１０項とし、同条第８項中「附則第７条第８項各号」を「附則第７条第９項各号」に改め、同項を同条第９項とし、同条中第７項を第８項とし、第３項から第６項までを１項ずつ繰り下げ、第２項の次に次の１項を加える。

３　市長は、法附則第１５条の７第１項又は第２項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第５条第４項に規定する管理者等から、法附則第１５条の７第３項に規定する期間内に施行規則附則第７条第４項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第１５条の７第１項又は第２項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項又は第２項の規定を適用することができる。

附則第９条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第８号中「附則第１９条の３第５項」を「附則第１９条の３第４項」に改める。

附則第９条の２の見出し中「令和４年度又は令和５年度」を「令和７年度又は令和８年度」に改め、同条第１項中「令和４年度分又は令和５年度分」を「令和７年度分又は令和８年度分」に改め、同条第２項中「令和４年度適用土地又は令和４年度類似適用土地」を「令和７年度適用土地又は令和７年度類似適用土地」に、「令和５年度分」を「令和８年度分」に改める。

附則第１０条の前の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和

４年度分の固定資産税にあっては、１００分の２．５）」及び「（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第２項及び第３項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改め、同条第４項及び第５項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１０条の３中「（平成２１年法律第９号）附則第９条」を「（令和６年法律第４号）附則第２１条」に、「平成２１年度から平成２３年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１１条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第１１条の２第４項を削る。

附則第１１条の３第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第２項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改める。

附則第１２条中「同条第１項」を「附則第１１条の２第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）」に改める。

附則第１３条の２第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第２項中「令和６年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附則第１４条の３第３項に次の１号を加える。

(5)　附則第５条の５及び附則第５条の８の規定の適用については、附則第５条の５第１項及び附則第５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１４条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１４条の４第３項に次の１号を加える。

(5)　附則第５条の５及び附則第５条の８の規定の適用については、附則第５条の５第１項及び附則第５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１４条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」と

する。

附則第１５条第３項に次の１号を加える。

(5)　附則第５条の５及び附則第５条の８の規定の適用については、附則第５条の５第１項及び附則第５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１５条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１６条第５項に次の１号を加える。

(5)　附則第５条の５及び附則第５条の８の規定の適用については、附則第５条の５第１項及び附則第５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１６条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１６条の２第２項に次の１号を加える。

(5)　附則第５条の５及び附則第５条の８の規定の適用については、附則第５条の５第１項及び附則第５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１６条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１６条の３第２項に次の１号を加える。

(5)　附則第５条の５及び附則第５条の８の規定の適用については、附則第５条の５第１項及び附則第５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１６条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１６条の３の２第２項に次の１号を加える。

(5)　附則第５条の５及び附則第５条の８の規定の適用については、附則第５条の５第１項及び附則第５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１６条の３の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１６条の３の２第５項に次の１号を加える。

(5)　附則第５条の５及び附則第５条の８の規定の適用については、附則第５条の５第１項及び附則第５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１６条の３の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１６条の３の３第２項に次の１号を加える。

(5)　附則第５条の５及び附則第５条の８の規定の適用については、附則第５条の５第１項及び附則第５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割

の額並びに附則第１６条の３の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１６条の３の３第５項に次の１号を加える。

(5)　附則第５条の５及び附則第５条の８の規定の適用については、附則第５条の５第１項及び附則第５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１６条の３の３第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１７条の前の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和４年度分の都市計画税にあっては、１００分の２．５）」及び「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第１８条及び第１９条中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改める。

附則第２０条及び第２１条中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第２１条の２中「（平成２１年法律第９号）附則第９条」を「（令和６年法律第４号）附則第２１条」に、「平成２１年度から平成２３年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第２２条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第２４条中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第２５条中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改める。

附則第２７条中「附則第１７条、第１８条」を「附則第１８条」に改める。

附則第２８条中「第３５項まで、第３８項、第３９項、第４３項若しくは第４６項」を「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」

に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、附則第３条の３の次に１条を加える改正規定及び附則第４条の改正規定は、公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の戸田市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和５年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　令和２年４月１日から令和６年３月３１日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項、第４項及び次条において「旧法」という。）附則第１５条第２５項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３　平成２９年４月１日から令和６年３月３１日までの間に受けた旧法附則第１５条第３２項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

４　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４３号）の施行の日から令和６年３月３１日までの間に整備された旧法附則第１５条第３９項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和５年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

２　平成２９年４月１日から令和６年３月３１日までの間に受けた旧法附則第１５条第３２項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

３　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和６年３月３１日までの間に整備された旧法附則第１５条第３９項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報告第５号

専決処分の承認を求めることについて

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和６年条例第３１号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

専決第４号

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和６年３月３０日

戸田市長　菅　原　文　仁

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

戸田市国民健康保険税条例（昭和３８年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「２２万円」を「２４万円」に改める。

第２１条第１項中「２２万円」を「２４万円」に改め、同項第２号中「２９万円」を「２９５，０００円」に改め、同項第３号中「５３５，０００円」を「５４５，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第６号

専決処分の承認を求めることについて

令和６年度戸田市一般会計補正予算（第１号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

専決第６号

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

令和６年度戸田市一般会計補正予算（第１号）（別紙）

令和６年５月１５日

戸田市長　菅　原　文　仁

令和６年度戸田市一般会計補正予算（第１号）

令和６年度戸田市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２２０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６２,４６６,２２０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

第　1　表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）　一般

款	項	補正前の額	補正額	計
21 諸収入		1,982,539	220	1,982,759
	7 雑入	592,495	220	592,715
歳入合計		62,466,000	220	62,466,220

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		29,903,539	220	29,903,759
	2 児童福祉費	14,338,449	220	14,338,669
歳出合計		62,466,000	220	62,466,220

第　2　表　　債　務　負　担　行　為　補　正

追　加

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　　度　　額	一般
訴訟事務	令和7年度～ 訴訟契約終了年度	訴訟契約により決定した額	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

一般

（歳 入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
21諸収入	1,982,539	220	1,982,759
歳入合計	62,466,000	220	62,466,220

（歳 出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3民生費	29,903,539	220	29,903,759				220
歳出合計	62,466,000	220	62,466,220				220

2 歳　入

（款）21 諸収入　　（項）7 雑入　　（単位：千円）

一般

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
4 雑　　入	589,132	220	589,352	2 雑　　入	220	76　弁護士費用等保険金　220 既定額　0 補正額　220
計	592,495	220	592,715			

（款）21 諸収入　　（項）7 雑入

3 歳　出

（款）3 民生費　　（項）2 児童福祉費　　（単位：千円）

一般

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
5児童センター費	201,163	220	201,383				220	12委託料	220	
							220			**2. こどもの国管理運営事業（児童青少年課）** **220**
										12委託料 220
										既定額 126,817
										補正額 220
										・訴訟事務
計	14,338,449	220	14,338,669				220			

（款）3 民生費　　（項）2 児童福祉費

債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和5年度末までの
支出額又は支出額の見込み及び令和6年度以降の支出予定額等に関する調書

（単位：千円）

事　　項	限　度　額	令和5年度末までの支出見込額		令和6年度以降の支出予定額		左の財源内訳				備考
						特定財源			一般財源	
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	地方債	その他		
訴訟事務 （令和6年度）	訴訟契約により 決定した額			令和7年度～ 訴訟契約終了 年度	限度額に同じ				限度額に同じ	

一般

報告第７号

令和５年度戸田市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４５条第１項の規定により、次のとおり報告する。

令和５年度戸田市一般会計継続費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	継続費の総額	令和５年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度逓次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
８ 土木費	３ 河川費	上戸田川整備工事（令和５年度）	154,452,000	108,116,000	0	108,116,000	38,600,000	69,516,000	69,516,000	3,289,600	15,200,000	29,300,000	21,726,400
８ 土木費	３ 河川費	さくら川護岸整備工事（その１）	156,412,000	80,491,000	0	80,491,000	26,080,000	54,411,000	54,411,000	26,117,800	0	0	28,293,200
８ 土木費	３ 河川費	さくら川護岸整備工事（その２）	168,313,000	78,240,000	0	78,240,000	31,020,000	47,220,000	47,220,000	22,665,600	0	0	24,554,400

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第８号

令和５年度戸田市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第１８条の２第１項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年度戸田市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支払義務発生額	残額	翌年度逓次繰越額	翌年度逓次繰越額に係る財源内訳			翌年度逓次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				企業債	国庫補助金	自己資金	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	戸田市雨水貯留管築造工事委託	8,586,000,000	1,449,500,000	944,009,000	2,393,509,000	1,943,809,000	449,700,000	449,700,000	224,850,000	224,850,000	0	0

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第９号

令和５年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、次のとおり報告する。

令和５年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	庁舎管理費	205,838,000	200,252,872	0	0	0	0	200,252,872
		交通対策事務費	25,245,000	23,782,000	0	5,667,000	0	0	18,115,000
		住民情報システム標準化対応業務	60,258,000	60,258,000	0	58,146,000	0	0	2,112,000
		マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等対応事業（住民情報システム）	9,113,000	9,112,400	0	9,112,000	0	0	400
	3 戸籍住民基本台帳費	マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等対応事業（戸籍附票システム）	3,740,000	3,740,000	0	3,740,000	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者支援給付金事業	271,137,000	122,094,449	0	122,094,449	0	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	24,556,000	22,352,820	0	22,352,820	0	0	0
7 商工費	1 商工費	商工団体事業	140,968,000	140,968,000	0	117,471,000	0	0	23,497,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路補修事業	129,873,000	129,873,000	0	14,673,000	0	7,738,528	107,461,472
	4 都市計画費	都市計画道路前谷馬場線整備事業	92,211,000	92,211,000	0	43,687,200	0	0	48,523,800
		新曽中央地区都市整備事業	6,268,000	6,267,797	0	2,323,000	0	0	3,944,797
		川岸・美女木向田地区都市整備事業	19,638,000	19,638,000	0	8,070,000	0	0	11,568,000

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第１０号

令和５年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、次のとおり報告する。

令和５年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 事業費	1 事業費	建築物等補償事業費	22,019,000	22,019,000	0	0	0	0	22,019,000
		宅地整備事業	210,602,000	192,098,515	0	29,800,000	0	0	162,298,515

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第１１号

令和５年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、次のとおり報告する。

令和５年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 事業費	1 事業費	建築物等補償事業費	26,912,000	26,912,000	0	8,079,000	0	0	18,833,000
		宅地整備事業	47,493,000	41,518,400	0	0	0	0	41,518,400

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第１２号

令和５年度戸田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第３項の規定により、次のとおり報告する。

令和５年度戸田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事　業　名	予　算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説　　明
						企業債	他会計 負担金	自己資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1 資本的 支　出	1 建　設 改良費	令和５年度配水管布設Ｎｏ．１工事	2,429,000	0	2,429,000	0	0	2,429,000	0	0	入札不調に伴う工期の変更
		新曽第一地区区画街路６－３９号線外２路線道路築造工事に伴う配水管布設替え工事	3,825,800	0	3,825,800	0	3,825,800	0	0	0	令和５年度及び令和６年度の債務負担行為設定工事における不断水特殊工法施工業者の確保に時間を要したことに伴う令和５年度分出来高の変更

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第１３号

令和５年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第３項の規定により、次のとおり報告する。

令和５年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事　業　名	予　算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説　　明
						企業債	国　庫 補助金	自己資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1 資本的 支　出	1 建　設 改良費	令和５年度公共下水道雨水築造（その１）工事	87,111,200	0	87,111,200	47,300,000	39,800,000	11,200	0	0	沿線出入口部における施工日の制約及び流域下水道流量計ケーブルの施工支障に係る管理者との協議に日数を要したことに伴う工期の変更
		令和５年度公共下水道雨水築造（その２）工事	61,809,000	0	61,809,000	51,800,000	10,000,000	9,000	0	0	設計図書の誤謬に起因する材料発注及び工事着手の大幅な遅延に伴う工期の変更
		令和５年度公共下水道汚水改築（その３）工事	114,396,700	0	114,396,700	0	27,000,000	87,396,700	0	0	着手後調査に基づく更生材仕様の再検討及びモルタル除去等の事前処理作業の増工並びに天候不順による工程変更に伴う工期の変更
		令和５年度公共下水道汚水改築（その４）工事	7,571,300	0	7,571,300	0	0	7,571,300	0	0	構造計算書等設計資料の再検討、モルタル除去及び侵入水対策等の事前処理作業の増工等に伴う工期の変更
		東京ガス管移設補償金	3,500,000	0	3,500,000	0	0	3,500,000	0	0	補償対象となる東京ガスの管移設工事が付随する令和５年度公共下水道雨水築造（その２）工事の工期変更に伴う支払時期の変更

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第１４号

令和５年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５０条第３項の規定により、次のとおり報告する。

令和５年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源 国県支出金	一般財源	
1 総務費	1 総務管理費	一般管理費	330,000	110,000	220,000	0	220,000	0	0	220,000	土地明渡調停申立をして解決を図っていたが、年度内に合意に至らなかったため。

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第６２号

戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の２号を加える。

(5)　特定個人番号利用事務　法第１９条第８号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6)　利用特定個人情報　法第１９条第８号に規定する利用特定個人情報をいう。

第４条第１項中「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第３項中「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第４欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第２の１の項中「若しくは」を「又は」に改め、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の次に「（平成１７年法律第１２３号）」を加え、同表の２の項中

「

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

」

を

「

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第３８号）による公的給付支給等口座登録簿に関する情報（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」とい

う。）であって規則で定めるもの

」

に改め、同表の３の項中

「

医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

」

を

「

医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

」

に改め、同表の５の項中

「

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

」

を

「

生活保護関係情報であって規則で定めるもの
公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

」

に改め、同表の７の項中

「

こども医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

」

を

「

こども医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

」

に改め、同表の８の項中

「

ひとり親家庭等の医療費の支給に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの

」

を

「

ひとり親家庭等の医療費の支給に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

」

に改め、同表の９の項中

「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

」

を

「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
生活保護関係情報であって規則で定めるもの
公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年２月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第２条に２号を加える改正規定、第４条の改正規定及び別表第２の１の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の実施のために必要な準備行為を行うことができる。

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第６３号

戸田市税条例の一部を改正する条例

戸田市税条例（昭和３５年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２０条の６第１項中「及び第３号」を「から第４号まで」に改め、「同条第３項及び」及び「若しくは金銭」を削る。

第４０条中「第６４条第４項」を「第１５２条第５項」に改める。

附則第３条の２の３を削る。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２０条の６第１項の改正規定及び附則第３条の２の３を削る改正規定並びに次条の規定は、公益信託に関する法律（令和６年法律第　　号）の施行の日の属する年の翌年の１月１日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第２条　所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における前条ただし書に規定する規定による改正後の戸田市税条例第２０条の６第１項の規定の適用については、同項中「第４号までに掲げる寄附金」とあるのは、「第４号までに掲げる寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法第７８条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第６４号

戸田市職員定数条例の一部を改正する条例

戸田市職員定数条例（昭和３９年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「７２２人」を「７８８人」に改め、同項第２号中「１０人」を「１１人」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第６５号

戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２９条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第３１条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第４４条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第４７条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（職員配置基準に係る経過措置）

２　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第６６号

戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

戸田市建築基準法等関係事務手数料条例（平成１２年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第１中第２０項を第２２項とし、第１６項から第１９項までを２項ずつ繰り下げ、第１５項の次に次の２項を加える。

１６	建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号。以下「令」という。）第１３７条の１２第６項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	１件につき	２７，０００円
１７	令第１３７条の１２第７項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定申請手数料	１件につき	２７，０００円

別表第４第２項中「第４条第３項第２号」を「第１３条第３項第２号」に、「設計一次エネルギー消費量」を「誘導設計一次エネルギー消費量」に、「、第３項(1)イ」を「並びに第３項(1)イ」に改め、「並びに第６項(1)イ、(2)イ及び(3)イ」を削り、同表第６項(1)イ（ア）中「床面積の合計」の次に「（省令第４条第３項第２号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。（イ）、(2)イ及び(3)イにおいて同

じ。）」を加え、同表第７項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第６７号

未来へはばたく人財育成資金条例の一部を改正する条例

未来へはばたく人財育成資金条例（平成２９年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第２章」を「次章」に改め、同条第３号中「学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する高等学校（専攻科及び別科を除く。）又は高等専門学校（第１学年から第３学年までに限る。）」を「高等学校等」に、「同法」を「学校教育法」に改め、同号を同条第４号とし、同条第２号の次に次の１号を加える。

(3)　高等学校等　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する高等学校（専攻科及び別科を除く。）又は高等専門学校（第１学年から第３学年までに限る。）をいう。

第３条第１号ただし書中「国公立高等学校」を「高等学校等」に改め、同条第３号中「に入学を許可される見込みであること」を「の入学試験を受けること」に改め、同条第５号中「（昭和２２年法律第２６号）」を削る。

第４条第２項中「給付期間は、国公立高等学校に入学した月からその国公立高等学校における正規の修学期間を終了する月までと」を「給付月数は、３６月とし、高等学校等に入学した月分から支給」に改める。

第１２条第４号中「入学」を「高等学校等に入学」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の未来へはばたく人財育成資金条例の規定は、令和７年度以後に入学する者に対する高校奨学給付金について適用し、令和６年度までに入学した者に対する高校奨学給付金については、なお従前の例による。

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第６８号

令和６年度さくら川護岸整備工事請負契約について

令和６年度さくら川護岸整備工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　工 事 名　　令和６年度さくら川護岸整備工事

２　場　　所　　戸田市美女木五丁目２１番地付近

３　工事内容　　さくら川の護岸整備に伴う工事

４　金　　額　　金２１３，１８０，０００円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 19,380,000 円)

５　工　　期　　本契約締結日の翌日から

令和７年３月３１日まで

６　契 約 者　　戸田市美女木五丁目４番地の２

株式会社市ヶ谷組

代表取締役　市ヶ谷　昌　彦

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第６８号参考

令和６年度さくら川護岸整備工事概要

工事概要

１　さくら川の護岸整備に伴う工事

(1)　施工延長　　６８ｍ

(2)　矢板護岸工　　コンクリート護岸壁、鋼矢板

入　　札　　結　　果

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

回　数 業者名	第　１　回	摘 要
（株）市　　ヶ　　谷　　組	１９３，８００，０００	落 札
（株）ジ　　ン　　ワ	辞　退	
（株）ユ　ー　デ　ィ　ケ　ー	辞　退	

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

設　　計　　額	１９３，８６０，０００
予　定　価　格	１９３，８６０，０００
調 査 基 準 価 格	１７６，９６２，０００

議案第６９号

芦原小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負変更契約について

芦原小学校教室棟(含給食調理場)増築等工事請負変更契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　工 事 名　　芦原小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事

２　場　　所　　戸田市大字新曽字芦原１９６１外

３　工事内容　　芦原小学校教室棟の増築等に伴う工事

４　金　　額　　変更前　金１，１５１，２８６，６２０円

変更後　金１，１６３，５１８，６２０円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 105,774,420 円)

５　工　　期　　令和５年６月３０日から

令和６年１０月３１日まで

６　契 約 者　　さいたま市北区日進町一丁目３１９番地

株式会社佐伯工務店

代表取締役　安　藤　正　浩

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第７０号

財産の取得について

災害用トイレセットとして、下記のとおり財産を取得するものとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　取得財産名　　災害用トイレセット

２　納入場所　　戸田市役所

３　仕様内容　　災害用トイレセット　１，８００箱

４　金　　額　　金８，６２２，９００円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 783,900 円)

５　納入期限　　令和７年３月３１日

６　契　約　者　　戸田市笹目三丁目５番地の５

株式会社アイティワン

代表取締役　大　劦　　誠

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第７０号参考

災害用トイレセット概要

１　仕様

(1)	内　　容	抗菌性凝固剤（７ｇ）	１００袋
		排便袋（ＰＥ製黒）	１００袋
		大型外袋（ＰＥ製白）	１０袋
		使用方法ポスター	１枚
(2)	サ イ ズ	約Ｗ２４０×Ｄ１７０×Ｈ１８５ｍｍ	
(3)	重　　量	約２．４ｋｇ	
(4)	保存期間	製造から約１０年間	

入　　札　　結　　果

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

回数 / 業者名	第１回	摘要
(株)アイティワン	７,８３９,０００	落札
防災ＳＨＯＰ　ＬｉｎＣ	８,１００,０００	
綜合警備保障(株)　埼玉南支社	８,５３５,０００	
サンエス技研(株)	９,０７２,０００	
長島鋳物(株)	１４,０００,０００	
船山(株)　東京本店	１７,６４０,０００	
(株)サイボウ	１８,０００,０００	
星野総合商事(株)	１８,９００,０００	
協栄防災工業(株)	２１,１５０,０００	
(株)カナイ消防機材　さいたま市営業所	２３,９４０,０００	
(株)ナカムラ消防化学　東京営業所	辞退	
(株)広野	辞退	

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

設計額	２４,３００,０００
予定価格	２４,３００,０００

議案第７１号

財産の取得について

防犯対策用品（携行型拘束網展開装置）として、下記のとおり財産を取得するものとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

記

１	取得財産名	防犯対策用品（携行型拘束網展開装置）
２	納入場所	市立小学校１２校及び市立中学校６校
３	仕様内容	携行型拘束網展開装置　７２０台
４	金　　額	金２４，８５２，９６０円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 2,259,360 円)
５	納入期限	令和６年１２月２７日
６	契約者	戸田市笹目南町３６番１号１０２ 東和産商株式会社　学校事業部 代表取締役　関　野　太　樹

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第７１号参考

防犯対策用品（携行型拘束網展開装置）概要

１　概要

スイッチを押して瞬時に網を放出・展開し、不審者に絡ませ、動きを抑制する装置

２　仕様

(1)　サ イ ズ　　全長３２０mm、最大外径１００mm（カートリッジ装着時）

(2)　重　　量　　約１，０００ｇ（カートリッジ装着時）

(3)　有効距離　　２m～３．５m（風速３m/秒以下）

３　納入場所・数量

学校名	数量
戸田第一小学校	６１
戸田第二小学校	４８
新曽小学校	５３
美谷本小学校	２５
笹目小学校	２９
戸田東小学校	４３
戸田南小学校	４５
喜沢小学校	３５
笹目東小学校	３６
新曽北小学校	３６
美女木小学校	３９
芦原小学校	４４
小計	４９４
戸田中学校	３８
戸田東中学校	４３
美笹中学校	２８

喜沢中学校	３０
新曽中学校	５１
笹目中学校	３６
小計	２２６
合計	７２０

入　　札　　結　　果

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

回　数 業者名	第　１　回	摘　要
東　和　産　商(株)　学校事業部	２２,５９３,６００	落　札
(株)スリーライク　東京支店	２２,８１１,７６０	
綜合警備保障(株)　埼玉南支社	２３,０８４,５４０	
協和警備保障(株)　浦和営業所	２３,１８９,０４０	
(株)アイティワン	２３,５８７,２００	
サンエス技研(株)	２４,８０４,０００	
KDDIまとめてオフィス(株)　北関東支社	２５,６３２,０００	
(株)ナカムラ消防化学　東京営業所	２８,３６８,０００	
(株)サイボウ	辞　退	
セコム(株)	辞　退	
防災ＳＨＯＰ　ＬｉｎＣ	辞　退	

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

設　計　額	３０,２４０,０００
予　定　価　格	３０,２４０,０００

議案第７２号

財産の取得について

水槽付き消防ポンプ自動車として、下記のとおり財産を取得するものとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

記

１	取得財産名	水槽付き消防ポンプ自動車
２	納入場所	戸田市消防本部
３	仕様内容	水槽付き消防ポンプ自動車　１台 取付品等一式 附属品一式
４	金　　額	金５５，９３５，０００円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 5,085,000 円)
５	納入期限	令和７年２月１５日
６	契約者	東京都港区芝五丁目３６番７号三田ベルジュビル１９階 株式会社モリタ　東京支店 支店長　山　北　忠　司

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第７２号参考

水槽付き消防ポンプ自動車概要

１　仕様

(1)　車両

①　型式　　３ｔ級消防専用ダブルキャブオーバー型

②　車両総重量　　３．５ｔ以上７．５ｔ未満（準中型免許仕様）

③　トランスミッション　オートマチック

④　駆動方式　　２ＷＤ

(2)　取付品等

①　Ａ－２級ポンプ

②　赤色警光灯等（緊急走行仕様）

③　積載梯子動力昇降装置

④　その他艤装装備一式

入　　札　　結　　果

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

回　数 業者名	第　１　回	摘　要
(株)モ　　リ　　タ　東京支店	５０，８５０，０００	落　札
埼玉消防機械(株)　中央支店	５０，９８０，０００	
日本機械工業(株)　本社営業部	５１，２００，０００	
(株)サ　　イ　　ボ　　ウ	５１，２５０，０００	
ジーエムいちはら工業(株)　東京営業所	５１，３００，０００	
長野ポンプ(株)　東京営業所	５１，３８０，０００	

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

設　　計　　額	５１，４９３，６００
予　定　価　格	５１，４９３，６００

議案第７３号

負担付きの寄附を受けることについて

次のとおり負担付きの寄附を受けることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第９号の規定により議会の議決を求める。

１　寄附を受ける財産

種　別　　土地

所在地　　戸田市新曽南２丁目４９８５番、４９８６番１、
４９８６番２、４９８７番１、４９８８番１、
４９９０番１の一部、４９９０番４

面　積　　約２，５００㎡

地　目　　田、畑、宅地

２　寄附者

住　所　　（略）

氏　名　　（略）

３　寄附の条件

(1)　市は、本件土地の寄附を受けた後、本件土地に存する保存樹木の保全を尊重した自然に親しみ触れあえる空間として、本件土地の整備を行い、都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条に規定する都市公園を戸田市都市公園条例（昭和３９年条例第５号）の規定に基づき、設置するものとする。

(2)　市は、本件土地を事業用代替地等として処分してはならない。

(3)　市は、本件土地に存する保存樹木の維持管理に努めなければならない。

(4)　寄附者は、市が前３号に規定するいずれかの事項を履行しないときは、寄附に係る契約を解除することができる。

令和６年５月３０日提出

戸田市長　菅　原　文　仁